

## 1.自治事務

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考	
			年号	年	番号	条	項	号	附則				
死産の届出(警察官による通知)	死産の届出に関する規程	1	3	21	42	9				6	4	市町村においては、出生・死亡等の届出の戸籍事務と死産の届出を一体的に取扱っており、届出件数の多い、戸籍事務のシステム整備の動向を踏まえて検討。	
栄養士免許の交付	栄養士法	1	3	22	245	4					3	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方針の提示は困難。
栄養士免許証の書き換え交付	栄養士法施行令	2	3	28	231	5					3	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方針の提示は困難。
栄養士免許証の再交付	栄養士法施行令	2	3	28	231	6					3	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方針の提示は困難。
栄養士免許証の返納	栄養士法施行令	2	3	28	231	8					3	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方針の提示は困難。
調理師免許の交付	調理師法	1	3	33	147	5	3				3	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方針の提示は困難。
調理師免許の書き換え交付	調理師法施行令	2	3	33	303	13					3	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方針の提示は困難。
調理師免許の再交付	調理師法施行令	2	3	33	303	14					3	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方針の提示は困難。
調理師免許の返納	調理師法施行令	2	3	33	303	15					3	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方針の提示は困難。
役員解職時の代理人の出頭及び証拠の提出	社会福祉法	1	3	26	45	56	6				3	2	対面を前提とした手続のためオンライン化困難
助成された社会福祉法人に対する役員解職勧告時の代理人の出頭及び証拠の提出	社会福祉法	1	3	26	45	58	3				3	2	対面を前提とした手続のためオンライン化困難
行旅死亡人に関する公告	行旅病人及行旅死亡人取扱法	1	1	32	93	9					5	4	行旅病人及行旅死亡人取扱法第9条の規定により、行旅死亡人の公告を行うべき官報又は新聞紙は、書面であるため、手続のオンライン化は困難。
支払方法変更の記載	介護保険法	1	4	9	123	66	1				3	4	現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法施行規則第101条第1項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
支払方法変更の記載	介護保険法施行規則	3	4	11	36	101	1				3	4	現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法施行規則第101条第1項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
支払方法変更の記載	介護保険法	1	4	9	123	66	2				3	4	現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法施行規則第66条第2項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
支払方法変更の記載の消除の手続	介護保険法施行規則	3	4	11	36	102					3	4	現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法施行規則第102条の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
第2号被保険者の給付一時差し止めによる被保険者証への記載	介護保険法	1	4	9	123	68	1				3	4	現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法第68条第1項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
第2号被保険者の給付一時差し止めによる被保険者証への記載の消除	介護保険法施行規則	3	4	11	36	108					3	4	現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法施行規則第108条の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
給付額減額による被保険者証への記載	介護保険法	1	4	9	123	69	1				3	4	現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法第69条第1項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
給付額減額による被保険者証への記載の消除	介護保険法	1	4	9	123	69	2				3	4	現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法第69条第2項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
訪問介護員の証明書の交付	介護保険法施行令	2	4	10	412	3	1				3	4	現状、交付された証明書を第三者に提示する必要があることから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難

別添地方4B  
地方公共団体が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
介護支援専門員登録証明書交付	介護保険法施行令	2	4	10	412	35の2	2			3	4	現状、交付された証明書を第三者に提示する必要があることから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
介護支援専門員登録証明書の返還	介護保険法施行令	2	4	10	412	35の2	3			3	4	現状、交付された証明書を第三者に提示する必要があることから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
要介護状態区分の変更の認定	介護保険法施行規則 (介護保険法第30条第1項)	3	4	11	36	44	1			3	4	現状、要介護状態区分の変更の認定をする場合、被保険者証(現物)を提出してもらう必要があることから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
要介護認定の取消し	介護保険法施行規則 (介護保険法第31条第1項)	3	4	11	36	47	1			3	4	現状、要介護認定の取消しをする場合、被保険者証(現物)を提出してもらう必要があることから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
要支援認定の取消し	介護保険法施行規則 (介護保険法第34条第1項)	3	4	11	36	56	1			3	4	現状、要支援認定の取消しをする場合、被保険者証(現物)を提出してもらう必要があることから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
要介護認定等の手続の特例	介護保険法施行規則 (介護保険法第35条第6項)	3	4	11	36	58	1			3	4	現状、要支援認定をする場合、被保険者証(現物)を提出してもらう必要があることから、電子化方針の検討に時間を要するため、15年度までの実施方針提示困難
被保険者証の返還請求通知	国民健康保険法施行規則	3	3	33	53	5の7	1			3	4	保険料の納付相談・指導が必要のため、15年度までの実施方針提示困難
特別の事情の届出の求め	国民健康保険法施行規則	3	3	33	53	5の8	1			4	4	保険料の納付相談・指導が必要のため、15年度までの実施方針提示困難
一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料の控除の通知	国民健康保険法施行規則	3	3	33	53	32の5				3	4	保険料の納付相談・指導が必要のため、15年度までの実施方針提示困難
手続数合計		30										

## 2. 第一号法定受託事務

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
国民生活基礎調査(調査員等に対する身分証票の交付)	国民生活基礎調査規則	3	3	61	39	9	1			6	4	統計調査員であることを示す身分証票であり、現物であることを要するため、システム検討、整備に時間を要する
国民生活基礎調査(保健所長から都道府県知事への提出、(保健所設置市長から都道府県知事への提出)、(福祉事務所長から市長への提出)、(市長、福祉事務所設置町村長から都道府県知事への提出)	国民生活基礎調査規則	3	3	61	39	11	1 2 3 4			6	4	世帯主等からの調査票の申告は、調査員による対面審査を要し電子化が困難なため、その調査票のオンライン化を実施するための整備に時間を要する。
毎月勤労統計調査(調査員から都道府県知事への特別調査票の提出)	毎月勤労統計調査規則	3	3	32	15	17	3			6	4	事業主からの調査票の申告は、調査員による対面審査を要し電子化が困難なため、その調査票のオンライン化を実施するための整備に時間を要する。
手続数合計		3										

注1) 本表は、平成15年度までにオンライン化実施方針を提示することが困難であるものについて記載している。

注2) 「オンライン化できない理由」欄には、「申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合」は「1」、「申請者への対面審査(出頭の義務付け)を要する場合」は「2」、「その他の場合(手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。)」は「3」、「オンライン化条件整備はするが、平成15年度までに実施困難な場合」は「4」と記述している。